

日本における財政赤字の問題点とその解決策

尾崎 葵

はじめに

日本では政府債務の累積により財政赤字が深刻化しており、1980年代から財政健全化が叫ばれてきた。2012年現在、事実日本の債務残高は対名目国内総生産（GDP）比で主要先進国の中で最悪の水準にある。

本論は4節の構成で記述していく。

まず、第1節では財政の3つの機能と役割について述べ、日本の財政は財政赤字が累積した状況にあり、その規模は主要先進国中最悪であることを国際比較しながら説明する。

次に第2節では日本にとって財政赤字の累増がどのような影響を及ぼすのかを述べる。

第3節では財政の健全化を議論するうえで欠かせない税制について触れる。消費税、個人所得税、法人所得税について考察し、これからの税制措置について考える。その中で、社会保障と税の一体改革についても触れる。

そして第4節では財政再建に必ず必要になるデフレからの脱却について考察する。その中で、インフレーション・ターゲティングといった金融政策の必要性を訴えるリフレ派の主張とそれに対する批判を紹介する。そして歳出削減の限界と新たな需要の喚起の必要性を説いていく。

1 財政の機能と役割、財政赤字が累増している日本の現状

1.1 財政の機能と役割

財政とは「国・地方公共団体がその目的を達成するために行う経済活動¹⁾」であり、その役割は「市場メカニズムが円滑に働く条件を整え、またその欠陥を補完するとともに、民間の経済活動だけでは満たされない財・サービスへの需要を充足させること²⁾」である。その収入手段には租税や公債がある。

財政の機能には、資源配分機能、所得再分配機能、経済安定化機能の3つが存在する。

(1) 資源配分機能

資源配分機能は「価格機構を通じて実現されている資源の配分を財政によって修正する働き³⁾」のことで、主に公共財の供給が挙げられる。公共財とは、他の人がその財を消費することを排除

¹⁾ 『有斐閣経済辞典（第4版）』 p.449.

²⁾ 西田（2011）, p.2.

³⁾ 『有斐閣経済辞典（第4版）』 p.452.

することが非常に高くつくか、もしくは物理的に不可能という性質である非排除性⁴と、一旦供給されると、もう一人の個人が消費するのに必要となる追加的な資源はゼロであるという性質の非競争性⁵を備える財の事を指す。公共財には純粋公共財と準公共財が存在する。純粋公共財は非排除性と非競争性を完全に備えた財のことであり、市場機構に任せておいたのでは全く供給が行われない財やサービス⁶の事を指す。具体的には司法、警察、消防などが挙げられる。準公共財は非排除性と非競争性を完全には備えておらず、技術的には市場機構によって供給できるけれども、政治的、文化的、社会的見地から、その供給が不十分であると考えられる財⁷を指す。教育や医療サービスがこれにあたる。

(2) 所得再分配機能

所得再分配機能は不平等な所得の分配を是正する機能のことで、政府の重要な役割であるといえる。

政策手段については歳入面によるものと歳出面によるものがある。歳入面については、所得税などへの累進税率適用や資産課税によって、高所得者により重い負担を求め、実質的な所得配分を変化させる⁸。歳出面については、生活保護や失業保険などの社会保障支出、あるいは就学援助や公営住宅供給などを通じ、低所得者、社会的弱者により多くの経費を割り当てる所得再分配が行われる⁹。

所得配分の公平性の問題については、同一世代間の公平性に加えて、異なる世代間の公平性についても考える必要性がある¹⁰。社会保障のうち、年金や高齢者医療は世代間の再分配機能を有している¹¹。

経済協力開発機構 (OECD) の報告によると、日本では税と社会保障給付の所得再分配に対する貢献の割合は7対93であり、圧倒的に社会保障給付に偏っている¹²。

(3) 経済安定化機能

財政は景気変動を小さくし、経済を安定化させるために以下の2つの機能を用いることができる。まず1つはビルトイン・スタビライザー (自動安定化機能) である。これは財政のなかに制度的に組み込まれており、経済情勢に応じて自動的に作用して経済を安定化させる¹³。例としては、歳入面においては累進税率構造をもつ所得課税制度、歳出面においては失業保険などの社会保障給付があてはまる。もう1つはフィスカル・ポリシー (裁量的な財政政策) である。具体的

⁴ 持田 (2009) ,p.36.

⁵ 持田 (2009) ,p.36.

⁶ 持田 (2009) ,p.8.

⁷ 持田 (2009) ,p.9.

⁸ 西田 (2011) ,p.4.

⁹ 西田 (2011) ,p.4.

¹⁰ 西田 (2011) ,p.4.

¹¹ 西田 (2011) ,p.4.

¹² 持田 (2009) ,p.11.

¹³ 西田 (2011) ,p.5.

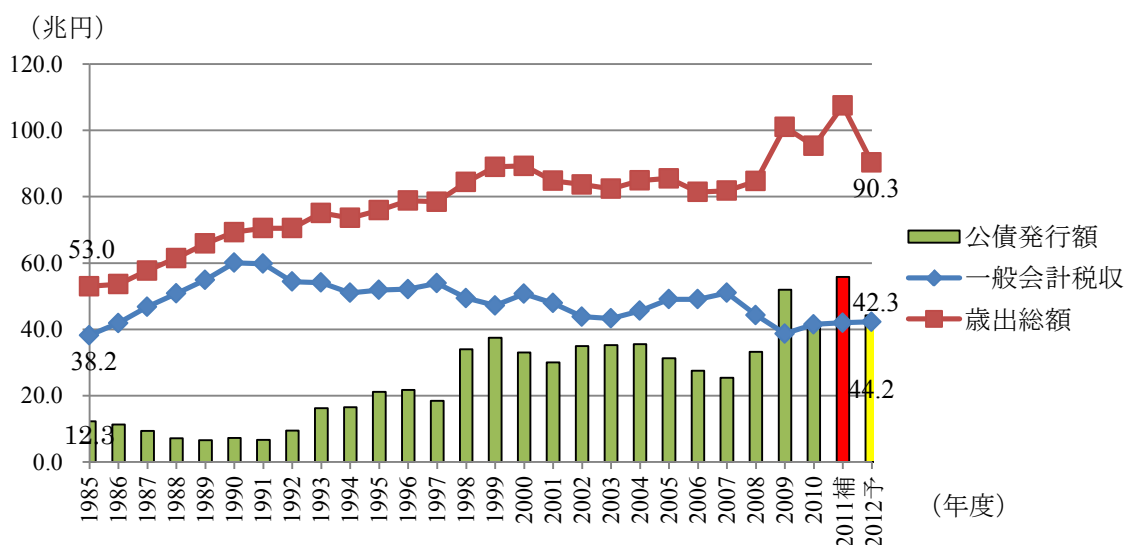
には、不況期には財政支出の規模を拡大したり、減税を実施したりすることで景気の刺激を図り、逆に好況期には財政規模の抑制や増税により需要の拡大を抑えることである¹⁴。つまり、政府がそのときの経済状況に対応して、裁量的に新たな財政的手段を打ち出すことで景気の安定化を図る¹⁵ことがフィスカル・ポリシーだといえる。

1.2 日本の現状

日本は2012年度（当初予算）で、歳出総額が90.3兆円、一般会計税収が42.3兆円、公債発行額が44.2兆円となっており（図1）、歳出に占める税収の割合は5割を切っている（表1）。日本では20年以上もの間歳出を税収及び建設公債で賄うことができず、赤字公債を発行し続けている。

このような状況のもと、日本の財政は、2011年度末の公債残高（普通公債残高）が668兆円に達し（図2）、国・地方を合わせた長期債務残高が2011年度末には892兆円程度、対名目国内総生産（GDP）比で約184%になると見込まれ、主要先進国の中で最悪の水準にある¹⁶。

図1：一般会計税収、歳出総額及び公債発行額の推移



（注1）2010年度までは決算額、2011年度は補正（第4号）後予算、2012年度は予算額による。

（注2）2011年度の公債発行額には、復興債（11.6兆円）を含む。なお、2012年度は、東日本大震災復興特別会計を設置することとし、同会計の負担において復興債を発行するため、公債発行額には含まれていない。

（出所）財務省「一般会計税収、歳出総額及び公債発行額の推移」より作成。

¹⁴ 西田（2011）.p.5.

¹⁵ 西田（2011）.p.5.

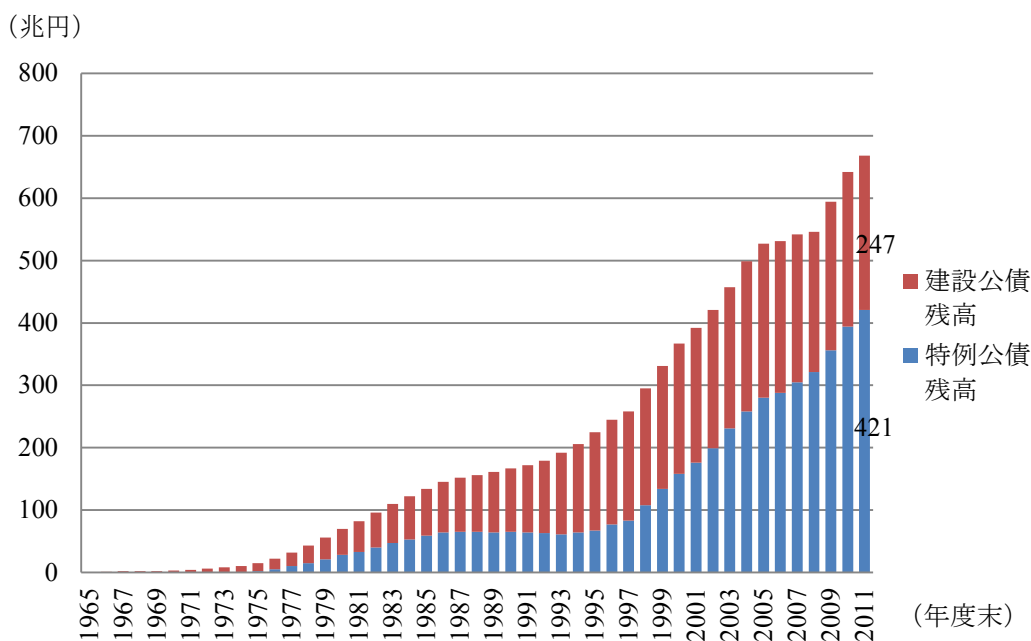
¹⁶ 西田（2011）.pp.24~26.

表1：歳出に占める税収の割合(%)

年度	(%)	年度	(%)
1985	72.1	1999	53.1
1986	78.1	2000	56.8
1987	81.1	2001	56.5
1988	82.7	2002	52.4
1989	83.4	2003	52.5
1990	86.8	2004	53.7
1991	84.8	2005	57.4
1992	77.2	2006	60.2
1993	72.1	2007	62.3
1994	69.3	2008	52.3
1995	68.4	2009	38.4
1996	66.0	2010	43.5
1997	68.7	2011 補	39.1
1998	58.6	2012 予	46.9

(出所) 財務省「一般会計税収、歳出総額及び公債発行額の推移」より作成。

図2：公債残高の累増



(出所) 西田安範編 (2011)『図説 日本の財政 (平成23年度版)』東洋経済新報社より作成。

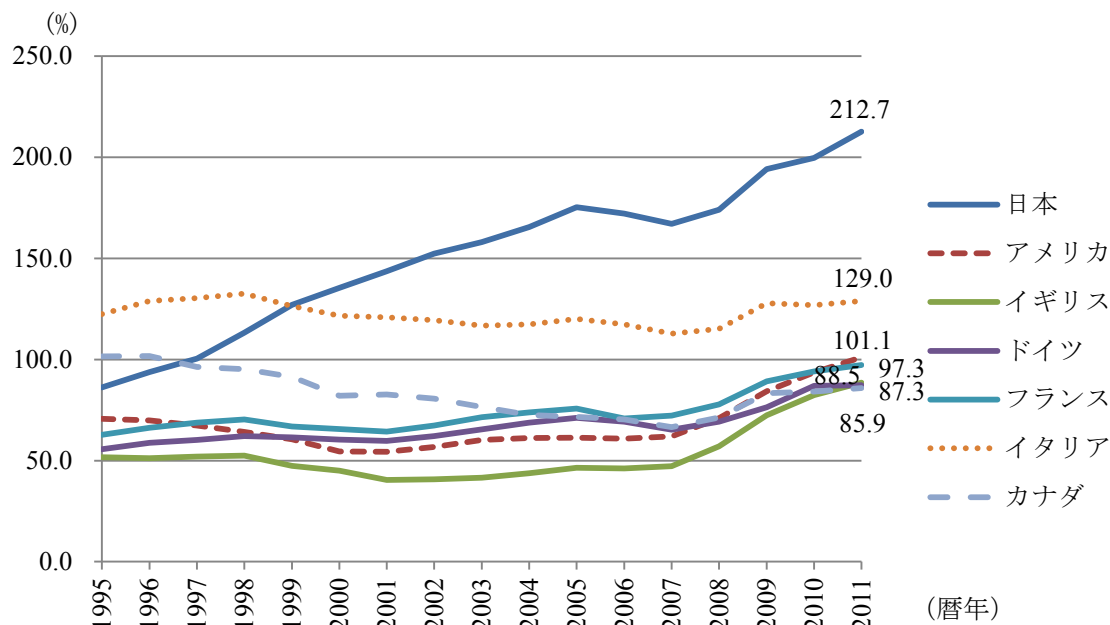
1.3 財政赤字の国際比較

債務残高を一般政府（中央政府、地方政府、社会保障基金を合わせたもの）ベースにおいて対GDP比で他国と比較すると（図3）、2011年度において、アメリカは101.1%、イギリスは88.5%、ドイツは87.3%、フランスは97.3%、イタリアは129.0%、カナダは85.9%となっている。一方の日本はこの場合212.7%¹⁷となっている。

財政収支を一般政府ベースにおいて対GDP比で国際比較した場合（図4）、日本は2012年度で-8.4%、アメリカは-9.9%、イギリスは-8.7%、ドイツは-1.1%、フランスは-4.5%、イタリアは-1.6%、カナダは-4.1%となっている。日本とアメリカは社会保障基金を除いた値となっており、仮に含めた場合、2012年度で日本は-9.4%、アメリカは-9.3%となる。

これらのことから、日本の財政の状況は主要先進国の中で最悪の水準にあるといえる。

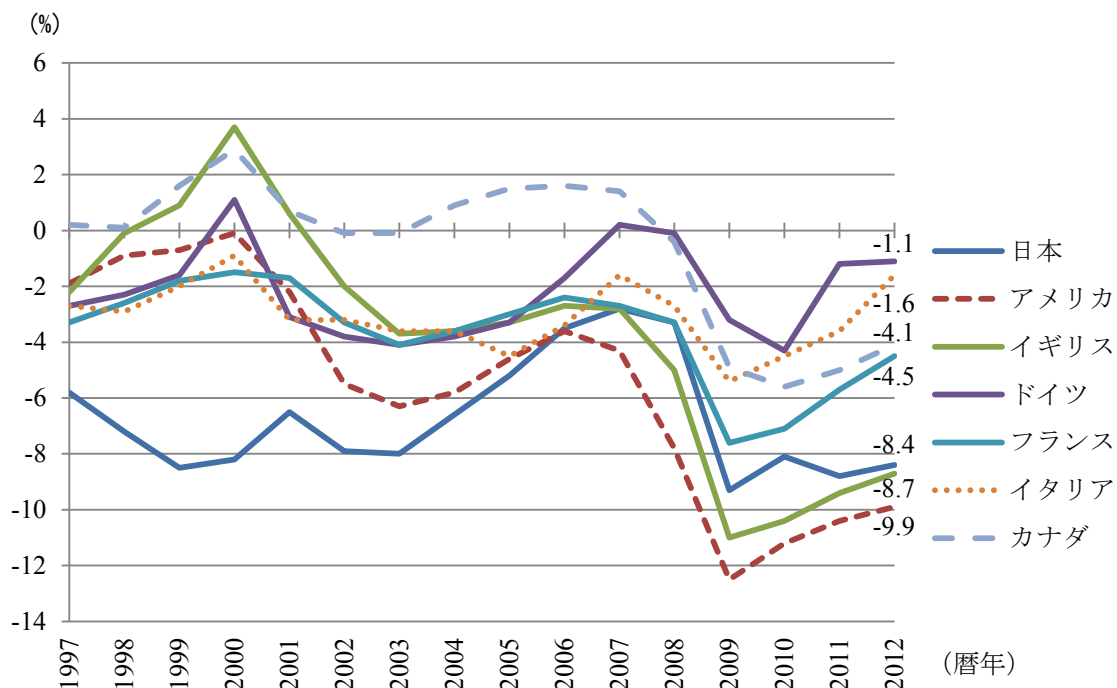
図3：債務残高の国際比較（対GDP比）



（出所）財務省「債務残高の国際比較（対GDP比）」より作成。

¹⁷ 短期債務を含めた数値。

図4：財政収支の国際比較 (対 GDP 比)



(出所) 財務省「財政収支の国際比較 (対 GDP 比)」より作成。

2 財政赤字の問題点

財政赤字が累増することで懸念される問題にはどのようなものがあるのか、そして日本にとっては何が一番問題なのかについて記述する。

2.1 財政の持続可能性に対する信認

財政赤字の累増は財政の持続可能性 (サステナビリティ) に対する国内外の信用を失うことにつながる可能性がある¹⁸。財政の持続可能性とは、現存する政府債務の長期的な償還可能性を意味する。

日本の財政赤字は先進国のなかでも例を見ないきわめて厳しい状況にあるが、財政赤字は国債によってファイナンスされている。市中の資金が国債の購入にあてられると、市中の資金需要が逼迫し、金利が上昇するため、民間部門が資金を調達する際の金利が上昇し、民間投資が抑制さ

¹⁸ 西田 (2011) ,p.16.

れることがある¹⁹。このことをクラウドディング・アウトという。

加えて、財政赤字の累増は、市場に対して、将来の政府債務の債務不履行（デフォルト）やインフレによる国債の実質的な価値の低下等の懸念を抱かせるものとなりかねない²⁰。そして、このような懸念は、リスク・プレミアム²¹となって金利の上昇を招き、企業の資金調達などに悪影響を与え、設備投資の抑制を招くなど、経済成長を阻害する可能性がある²²。さらに、金利の上昇→利払費の増加→財政赤字のさらなる累増、という悪循環に陥れば、財政の持続可能性に対する国内外の不安を増幅することになりかねない²³。

2001年にはアルゼンチンがデフォルトを宣言し、2009年にはギリシャで粉飾財政が発覚し、それ以来ギリシャではいつデフォルトになってもおかしくない政府債務危機が続いている。債務残高が主要先進国中最悪とまでいわれる日本にその危険はないのだろうか。

日本のデフォルトの危険性については異論がある。ここで注目したいのは、国債はその発行場所により「内国債」と「外国債」に分けられることだ。内国債は起債地が国内であり、国民から借金をしている状態にあるといえる。一方、外国債は起債地が国外で外国から借金をしていることになる。日本の場合、海外投資家の国債保有は全体の5%（図5）となっていることから国債はほとんどが日本国内で消化されていることがわかる。一方でアルゼンチンやギリシャは外国債を発行して外国から借金をしていた。そのために借金が返せなくなり、債務危機に陥ったり最悪デフォルトとなったりしたといえる。

しかし、内国債を発行しすぎて財政破綻を起こしたという例は歴史上存在していない。第二次大戦中の日本も非常に多くの債務を抱えていたが、財政破綻には陥らなかった。理由は2つある。1つは戦後インフレーションが発生し、借金の価値が低くなったことである。もう1つの理由は戦後すぐに、膨大な財産をもっていた階級に財産税という巨額の税金をかけたことにある²⁴。これら2つの理由により債務を償還することができ、日本は財政破綻を免れた。

日本の場合、国債の消化のほとんどが国内であることから、課税やインフレを利用することで国債は償還できる。もっとも、日本の国債を償還するほどの税やインフレを実現するのは現実的ではない。ここで重要なことは日本の場合、国債の性質上債務残高の累積で財政破綻を起こす可能性は低いということである。

¹⁹ 西田（2011）,p.17.

²⁰ 西田（2011）,p.17.

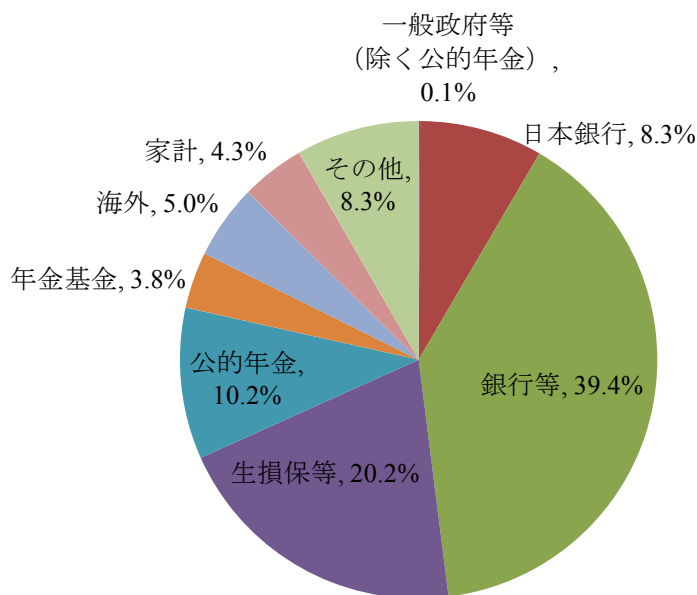
²¹ 債務不履行の危険と資本損失の危険が最も少ない任意の資産と他の資産の市場利子率とを比較すると、後者には余分の危険を負担することに対する報酬部分が含まれており、このような危険負担に対する報酬あるいは補償部分をいう。

²² 西田（2011）,p.17.

²³ 西田（2011）,p.17.

²⁴ 神野（2007）,p.134.

図5：国債の所有者別内訳 (2011年3月末)



(出所) 西田安範編 (2011)『図説 日本の財政 (平成23年度版)』東洋経済新報社より作成。

2.2 世代間の不公平拡大、将来への負担先送り

国債発行による便益は主として現世代が受けることになる一方で、国債の償還にともなう税負担は将来の増税などを通じ、将来の世代が負うことになりかねず、国債発行による財政赤字の累増は、受益と負担の関係がバランスを欠き、現世代が負担に比べて大きな便益を受け、その負担を、日々、刻々、将来世代に先送りしている状態といえる²⁵。

この考え方は標準的な見方だが、この見方は公債負担を過大評価しすぎているという異論もある²⁶。その理由づけは2つ存在する。

第1は、公債発行はわれわれ自身が公債発行者でもあるので、償還は同一世代内の所得移転となり、心配する必要はないという見方である²⁷。しかし、この見解が通用するのは内国債の場合だけである。外国債の場合には発行時の現在世代においては海外からの資金流入により利用可能な資源が増加するため負担はないが、元利償還時の将来世代においては海外の公債保有者に対して資金が流出して利用可能な資源が減少するため、負担が転嫁される²⁸。さらにこの議論については、債務は投資に影響を及ぼし将来の賃金や生産性が下がること、年々外国人の公債保有は増大していること、国債の利子を支払うには将来の増税が必要であり、経済に歪みをもたらすこと

²⁵ 西田 (2011) ,p.17.

²⁶ 持田 (2009) ,p.238.

²⁷ 持田 (2009) ,p.238.

²⁸ 持田 (2009) ,p.239.

の3点に注意する必要がある²⁹。

もう一つの議論は、財政赤字の累増に直面して納税者は消費よりも貯蓄を増やすだろう、という見方である。人々は公債発行を増税の延期であるとみなし、将来の増税を予想するとして、財政支出を公債で賄っても税で賄っても、その経済効果は等しいという考え方で、これはリカードの等価定理³⁰と呼ばれる。

政府債務に関する標準的な見解を支持する人々は、将来の租税はリカード派の見解が示すほど大きな影響を消費に与えないと考えている³¹。つまり、①人々は近眼的であり、政府の財政赤字の意味について十分に理解していない、②個人が借り入れ制約に直面していれば、たとえ将来所得が減少しても、減税は今期の所得を増やすので消費を増やす、③赤字による減税は将来の世代を犠牲にして現在の世代に消費機会を与え、消費を刺激する（これに対し、ロバート・バロー³²は現世代が利他主義的に将来世代に関心を持ち、遺産という形で子供に贈物を残すと述べた³³。）と考えているのである。

2.3 財政の硬直化

前述のとおり、日本の場合、財政破綻の可能性は低い。しかし、そのことが債務残高の累積という状況の問題性を否定することにはならない。財政赤字の累増により利払費や債務償還費が増大し政策的な経費として使える金額を減少させ、財政の硬直化を招く³⁴ことになるのである。事実、2011年度一般会計予算によると、一般会計歳出92.4兆円のうち国債費が23.3%にあたる21.5兆円を占めている（図6）。これは、一般会計歳出のうち約4分の1が国債費、つまり借金の返済に使われていることを意味する。要するに日本の財政は資源配分の調整や所得の再分配、そして経済の安定化といった機能に支障をきたし、その役割を十分に果たせていないということになる。少子・高齢化の急速な進行にともない、年金、医療、福祉などの社会保障関係費の大幅な増加が見込まれる日本において、財政赤字の累増は、このような財政需要に対する対応力を損ね、社会に悪影響を及ぼすと考えられる³⁵。これこそが、日本における財政赤字累増の本質的な問題であるといえる。

²⁹ 持田（2009）,p.239.

³⁰ D. リカードが主張し、R. J. バローら合理的期待形成学派により再定式化されたもの。

³¹ 持田（2009）,p.240.

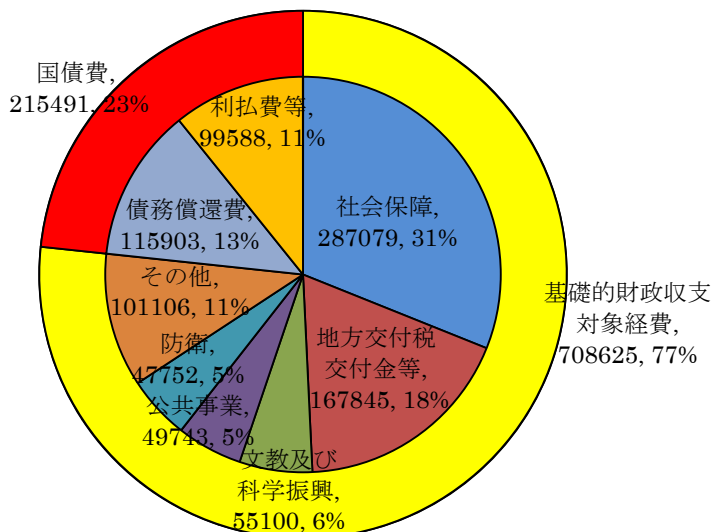
³² Robert J.Barro,1944~

³³ 持田（2009）,p.240.

³⁴ 西田（2011）,p.16.

³⁵ 西田（2011）,p.16.

図6：2011年度一般会計歳出
 一般会計歳出総額 92兆4116億円 (単位 億円, %)



(出所) 西田安範編 (2011)『図説 日本の財政 (平成23年度版)』東洋経済新報社より作成。

2.4 プライマリー・バランスと財政運営戦略

プライマリー・バランスは基礎的財政収支とも呼ばれる。

まず、一般的な財政収支とは、「税収・税外収入」から「債務償還費を除く歳出」を差し引いた収支のことを意味し、これを算式で示せば、

$$\text{財政収支} = (\text{税収} + \text{税外収入}) - (\text{歳出総額} - \text{債務償還費}) = \text{債務償還費} - \text{国債発行額}$$

となる³⁶。一方、プライマリー・バランスとは、「税収・税外収入」から「国債費 (債務償還費・利払費等) を除く歳出」を差し引いた収支のことを意味し、これを算式で示せば、

$$\begin{aligned} \text{プライマリー・バランス} &= (\text{税収} + \text{税外収入}) - (\text{歳出総額} - \text{国債費}) \\ &= \text{国債費} - \text{国債発行額} = \text{財政収支} + \text{利払費等} \end{aligned}$$

となる³⁷。

プライマリー・バランスが均衡している (プライマリー・バランスがゼロである) 状態とは、一般歳出等が新たな債務に頼らずに税収等のみで賄うことができている状態を意味している³⁸。しかし、ストック³⁹の面からみると、債務残高は利払費等に相当するだけ増加することになる⁴⁰。

³⁶ 西田 (2011) ,p.49.

³⁷ 西田 (2011) ,p.49.

³⁸ 西田 (2011) ,p.50.

³⁹ ある一時点における貯蔵量のこと。フローの反対概念。

⁴⁰ 西田 (2011) ,p.50.

財政の持続可能性を判断する際には、債務残高の対GDP比が指標として用いられることが多いが、プライマリー・バランスが均衡している状態では、仮に、長期金利と経済成長率が一致している場合、債務残高の対GDP比は一定となることが知られている⁴¹。

債務残高が雪だるま式に、つまり無限大に増大すれば財政は破綻してしまう⁴²。したがって、持続可能な財政運営を行うため、中長期的には、この債務残高の対GDP比を低下させていく必要がある⁴³。債務残高の対GDP比が安定的に推移していくための条件は下の式で表わされる⁴⁴。

$$\begin{aligned} \frac{\text{今年度の債務残高}}{\text{今年度の GDP}} &\geq \frac{\text{来年度の債務残高}}{\text{来年度の GDP}} \\ &\geq \frac{\text{今年度の債務残高} + \text{利払費} - \text{プライマリー・バランス黒字}}{\text{来年度の GDP}} \\ &\geq \frac{\text{今年度の債務残高} \times (1 + \text{長期金利}) - \text{プライマリー・バランス黒字}}{\text{今年度の GDP} \times (1 + \text{GDP 成長率})} \end{aligned}$$

以上を展開して、簡略化すると以下のとおりになる。

$$\frac{\text{プライマリー・バランス黒字}}{\text{今年度の GDP}} \geq (\text{長期金利} - \text{GDP 成長率}) \times \frac{\text{今年度の債務残高}}{\text{今年度の GDP}}$$

つまり、持続可能な財政運営を行うためには、プライマリー・バランス黒字（対GDP比）が「債務残高の対GDP比に長期金利とGDP成長率の差を乗じたもの⁴⁵」以上必要になることを意味している。

3 税制について

次に、財政の健全化にとって切り離すことのできない税制について触れる。社会保障給付費の増加などで増大する歳出を税収で賄えないことが国債発行の原因であり（2011年度一般会計歳入における租税及び印紙収入⁴⁶は4割程度にとどまる、図7）、歳入の増加のためには安定した税収の確保は必須である。そのために、3節では増税も含め租税収入の中心である消費税、個人所得税（以下所得税）、法人所得税（以下法人税）について考察する。

⁴¹ 西田（2011）,p.50.

⁴² 持田（2009）,p.242.

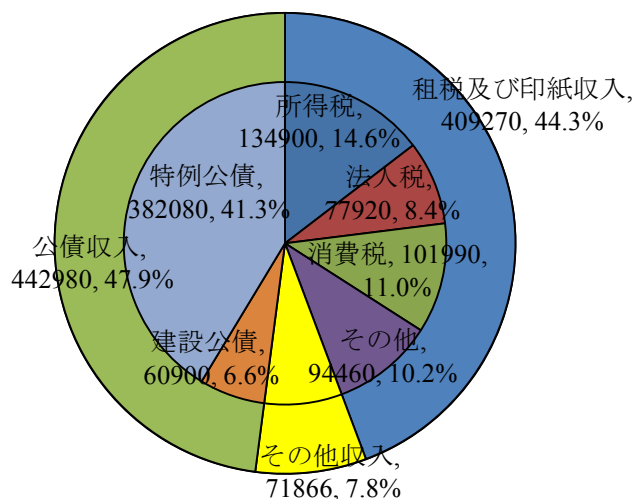
⁴³ 西田（2011）,p.50.

⁴⁴ 西田（2011）,p.51より作成

⁴⁵ 西田（2011）,p.51.

⁴⁶ 収入印紙を貼ることにより納付される歳入。ただし、印紙による納付に代えて現金納付されるものを含む。

図7：2011年度一般会計歳入
一般会計歳入総額 92兆4116億円 （単位 億円，%）



（出所）西田安範（2011）『図説 日本の財政（平成23年度版）』東洋経済新報社より作成。

3.1 消費税

(1) 消費税増税とその批判

まずは消費税について考察する。消費税は主要税目のなかでも特に増税の議論の対象になりやすい。事実2012年8月10日、安定した社会保障給付の実現を理由とし、野田佳彦民主党内閣のもとで消費税増税を柱とする社会保障と税の一体改革関連法が成立した。

消費税が増税の対象にされやすいのは、所得税や法人税に比べ景気の影響を受けにくく、安定した税収を見込めるからだといわれている。しかし、財政健全化のための消費税増税にはいくつかの批判がある。

まず一つ目は、2012年現在日本はデフレ不況の状態にあるから、現状のままの消費税増税は景気の低迷につながる、という議論である。デフレとはデフレーションの略であり、「有効需要が供給に対して不足なために生ずる一般物価水準の低下現象⁴⁷⁾」のことを指す。デフレになると、生産物の需要が減少し、企業が生産や雇用を減らすようになる。このことからデフレは不況とともに発生することが多く、日本経済は1998年半ばからデフレに陥って以降、長期にわたってデフレが続いている⁴⁸⁾。デフレは、日本が長らく景気回復を達成できない要因だといえる。デフレを放置したまま消費税を増税すれば、需要が減少して、名目GDPが減少するため、却って、

⁴⁷⁾ 『有斐閣経済辞典（第4版）』p.889.

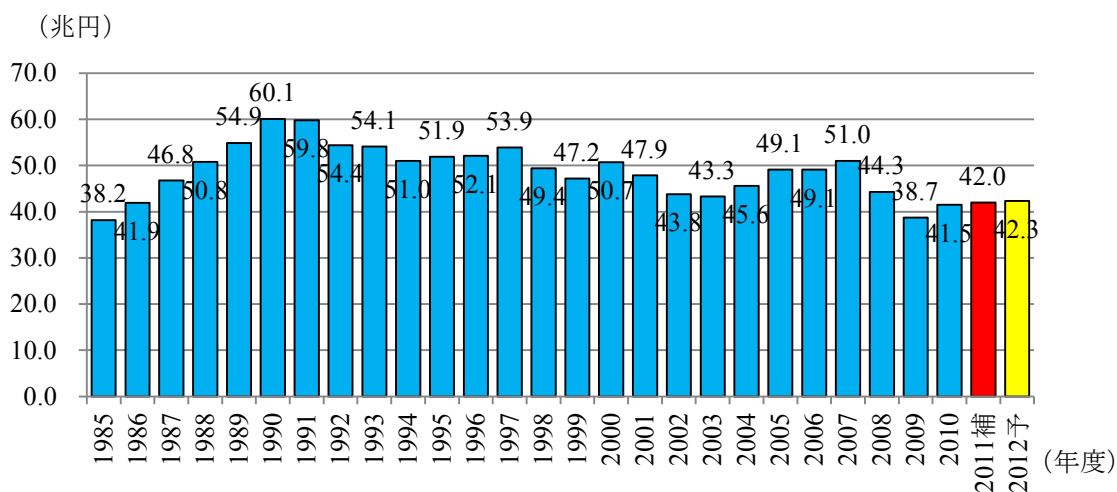
⁴⁸⁾ 岩田（2011）,p.157.

税収は減る可能性が大きい⁴⁹といわれる。この議論の例として挙げられるのが1997年における橋本龍太郎内閣の消費税増税である。このとき消費税は3%から5%へと引き上げられたが、それ以降一般会計税収が1997年を超えたことは一度もない(図8)ことが根拠とされる。

しかし、この議論には注意すべき点がある。それは、消費税の税収自体は増税後きちんと増加している点である。詳しくは所得税と法人税の項目で述べるが、消費税を増税した代わりに所得税と法人税を減税したことにより所得税と法人税の税収が減少し(図9)、その影響で税収全体の減収につながったのである。

そして二つ目は、消費税は逆進性をもっているという批判である。これは、所得階層が上がるほど消費性向が低下するためであり、一般に消費税の所得階層別負担構造は逆進的となる⁵⁰。しかし、この議論に対しても指摘すべき点がある。それは、消費支出を基準とすれば比例的な負担になるという意見もあり、短期でなく長期における人々の所得に注目して生涯所得＝生涯消費という理解に立てば、所得基準でも消費基準でも消費税の負担構造は比例的になる⁵¹ということである。つまり、消費税は課税標準⁵²に対する税負担割合ではなく、収入に対する税負担割合が低所得者に対し相対的に重くなるという一面だけを捉えて逆進的であると言われているということに注意する必要があるといえる。もっとも、貯蓄が生涯のうちすべて消費にあてられるという想定は、贈与や遺産の存在を考えれば妥当性に欠けることから、生涯でも消費税の所得を基準とした負担構造は逆進的になるといえる⁵³。

図8：一般会計税収の推移



(注) 2010年度以前は決算額、2011年度は補正予算額、2012年度は予算額である。

(出所) 財務省「一般会計税収の推移」より作成。

⁴⁹ 岩田 (2011) ,p.204.

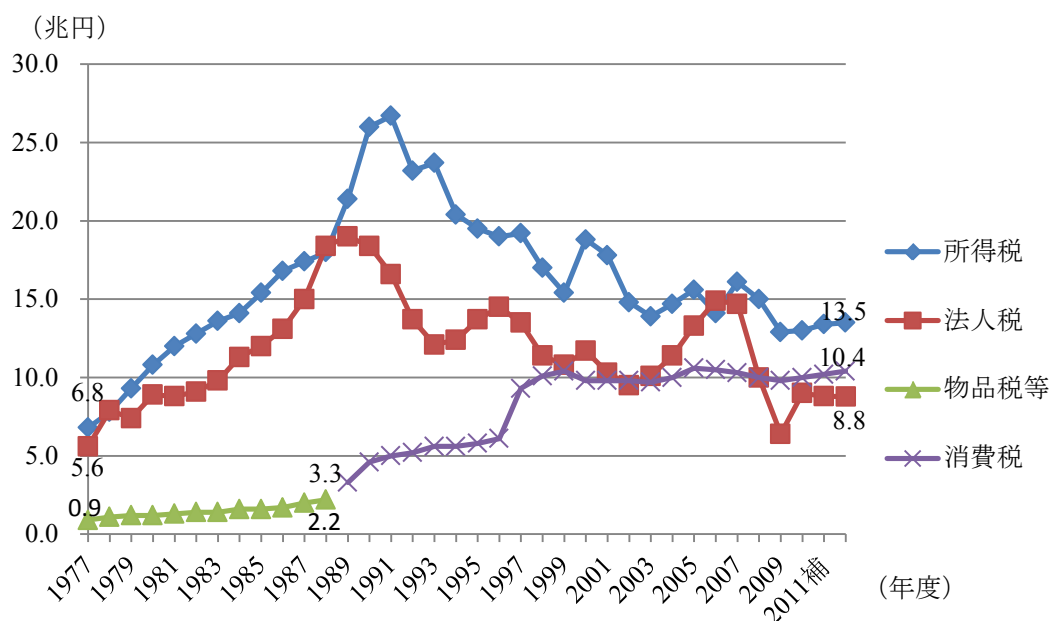
⁵⁰ 持田 (2009) ,p.190.

⁵¹ 持田 (2009) ,p.190.

⁵² 種類決定の基礎となるべきものであり、種類を算出する直接の対象となる金額、数量をいう。所得税における個人の1暦年の所得金額、酒税における製造場から移出される酒類の数量などが挙げられる。

⁵³ 持田 (2009) ,pp.190~191.

図9：主要税目の税収（一般会計分）の推移



(注) 2010年度以前は決算額、2011年度は補正予算額、2012年度は予算額である。

(出所) 財務省「主要税目の税収（一般会計分）の推移」より作成。

(2) 社会保障と税の一体改革について

先述した野田内閣による消費税の2段階増税について考察する。これは「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律」に関する消費税に関する改革を指す。財務省「税制の抜本的改革について」では下記のように説明されている。

- 社会保障財源化
 - 消費税収（国分）は法律上、全額社会保障目的税化
 - ◇ 用途を、現在の高齢者3経費（基礎年金、老人医療、介護）から、社会保障4経費（年金、医療、介護、子育て）に拡大
 - ◇ 官の肥大化には使わず、全て国民に還元する
 - 消費税収（地方分*）は社会保障財源化
 - *現行分の地方消費税を除く。また、現行の基本的枠組みを変更しないことを前提とする。
- 消費税率の引き上げ
 - 次のとおり段階的に引き上げを行う。
 - ◇ 2014年4月1日より8%（消費税6.3%、地方消費税1.7%）
 - ◇ 2015年10月1日より10%（消費税7.8%、地方消費税2.2%）

*引き上げ分の消費税収の地方分は、消費税率換算で、2014年4月1日から0.92%分、2015年10月1日から1.54%分とし、地方消費税の充実を基本とするが、併せて消費税の交付税法定率分の充実を図る。

● 低所得者への配慮

- 今回の増税分は全て社会保障の維持・充実に充てる。
- さらに、今回の改革では単一税率を維持するが、以下のような低所得者への配慮策を実施。
 - ◇ 社会保障改革に盛り込まれた低所得者へのきめ細かな配慮策を着実に実施。
 - ◇ 2015年度以降の番号制度の本格稼働・定着後の実施を念頭に、給付付き税額控除等を導入。
 - ◇ それまでの間の暫定的・臨時的措置として、簡素な給付措置を実施。

今回の改革において、消費税を増税する根拠としては①税収が景気や人口構造の変化に左右されにくく安定している、②働く世代など特定の者に負担が集中することなく、経済活動に与える歪みが小さい、③高い財源調達力⁵⁴を挙げている。

改革案に対しては、社会保障改革については大まかな方向が占められているだけで、具体的な改革の内容が明らかでない⁵⁵、社会保障強化と財政健全化の同時達成を標榜しながら、内実としては財政再建最優先政策が貫かれている⁵⁶との指摘があり、さらに財務省により2020年度に消費税率で6%分の財源が不足すると試算されている。

3.2 個人所得税

(1) これまでの所得税改革

所得税は個人の所得を課税の対象とするため、消費税と違い、景気の変動による影響を受けやすい。しかし、所得税には財政の機能のうちビルトイン・スタビライザーと所得再分配機能を備えている。つまり、不況の際に税率を高い状態で維持しておくことで景気回復時の自然増収が期待できる税だ⁵⁷といえる。ところが、これまでの改正では低迷する景気に対する需要喚起策として減税処置が行われてきた。1999年度税制改正では最高税率の引き下げ(50%→37%)が行われ、税率段階も5段階から4段階へとされた⁵⁸(表2)。

⁵⁴ 財務省「税制抜本改革について」

⁵⁵ 町田(2012), p.181.

⁵⁶ 町田(2012), pp.181~182.

⁵⁷ 神野・金子(2000), p.102.

⁵⁸ 星野(2012), p.58.

表2：所得税の税率の変遷

	所得税	
	税率	税率段階
1974年	10～75%	19段階
1984年	10.5～70%	15段階
1987年	10.5～60%	12段階
1988年	10～60%	6段階
1989年	10～50%	5段階
1995年	10～50%	5段階
1999年	10～37%	4段階
2007年	5～40%	6段階

（出所）神野直彦・星野泉ほか著『よくわかる社会保障と税制改革—福祉の充実に向けた税制の課題と方向』イマジン出版より作成。

(2) 税制抜本改革による所得税改革

1984～89年に所得税が大幅な累進緩和を行われたことにより所得税による所得再分配機能が低下した⁵⁹ことを背景として、消費税と同様に所得税も当初改革の対象となった。財務省「税制抜本改革について」には下記のように記されていた。

- 最高税率
 - 現行の所得税の税率構造に加えて、課税所得5000万円超について45%の税率を設ける。
〔2015年分の所得税から適用〕
- 給与所得控除
 - 給与収入1500万円を超える場合の給与所得控除に上限（245万円）を設定する。〔2013年分の所得税から適用〕
- 扶養控除・配偶者控除
 - 年少扶養控除の廃止・子供のための手当の拡充。
〔2011年分の所得税から適用済〕
 - 扶養控除、配偶者控除について、関連する社会保障制度の内容や、社会経済状況の変化などを踏まえて更に検討。
- 金融所得課税
 - 現行法令どおり、上場株式の配当・譲渡所得等に係る10%軽減税率を2014年1月から

⁵⁹ 町田（2012）,p.181.

20%の本則税率とする。

- 20%の本則税率化と同時に、非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得および譲渡所得等の非課税処置（日本版ISA⁶⁰）を導入する。

- 高齢者・年金に対する課税

- 今後の年金制度改革の方向性も踏まえ、世代内・世代間の公平性を確保する観点から、年金課税のあり方を検討。

しかしながら、2012年8月10日に成立した修正案では、最高税率と扶養控除・配偶者控除に関する記述は削除され、所得税の改革は骨抜き状態になったといえる。

(3) 金融所得の分離課税

次に利子・配当・株式譲渡所得からなる金融所得に対する課税の取り扱いに触れる。1989年に導入された従来の制度は、①利子所得については20%の源泉分離課税とし（所得税15%、住民税5%）、②配当所得については原則総合課税とし（税率は5~50%）、③株式等譲渡益については申告分離課税（税率は地方税を含め20%）とする3通りの方法で別々に課税していた⁶¹。その後、2009年度から利子・配当・株式譲渡益すべてを20%定率課税として一括する制度改革が行われた⁶²。しかし、金融所得は高額所得者層により集中する傾向があり⁶³、定率税率の分離課税のままでは高額所得者の所得を正確に捕捉できていないといわれており、総合課税を導入し個人の所得を金融所得も含め一括して把握する必要も考えられる。

3.3 法人所得税

(1) 日本の法人税の負担率の高さの理由

日本の法人所得税の負担率は他国と比べて高い。財務省の「租税負担率の内訳の国際比較（図10）」によると、対国民所得比における法人所得税の負担率は6カ国中最も高い5.4%となっている。その理由としては3つある。

第1に、法人税の対象範囲の広さがある。日本では、企業組織が法人である限り、法人税の対象となる企業が多いため、個人所得税の対象となる企業が少ない⁶⁴。このことが、日本の法人税の税収を相対的に大きくしている側面がある。

第2に、日本の法人企業が子会社や支店形態での海外進出度合いが相対的に低い⁶⁵ことがある。このことにより日本企業は相対的に外国政府に法人税を納付する割合が少なく、結果的に本国親

⁶⁰ Individual Savings Accounts：個人貯蓄口座

⁶¹ 関口（2012）,p.134.

⁶² 関口（2012）,p.134.

⁶³ 関口（2012）,p.134.

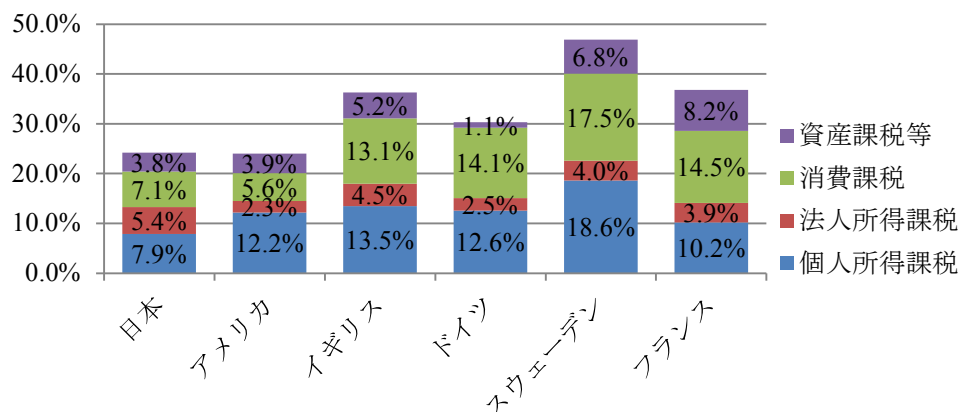
⁶⁴ 関口（2012）,p.134.

⁶⁵ 関口（2012）,p.135.

会社の立地する日本に納付する割合が高くなる⁶⁶のである。

第3に、法人部門の生み出す所得が大きいことが挙げられる⁶⁷。ただし、1990年代を境に日本の相対的優位性は少なくなり、2000年代にはEU諸国の法人所得も増加している⁶⁸。

図10：租税負担率の内訳の国際比較（対国民所得比）



- (注) ①日本は2008年度実績、諸外国は、OECD“Revenue Statics 1965-2009”及び同“National Accounts 1997-2009”による。なお、日本の2011年度予算ベースでは、租税負担率：22.0%、個人所得課税：7.2%、法人所得課税：4.0%、消費課税：6.9%、資産課税等：3.8%となっている。
- ②租税負担率は国税及び地方税の合計の数値である。また所得課税には資産性所得に対する課税を含む。
- ③四捨五入の関係上、各税目の和が一致しないことがある。

(出所) 財務省「租税負担率の内訳の国際比較」より作成。

(2) 法人税率の引き下げ

法人税は1999年度の税制改革により、法人税率（基本税率）を34.5%から30.0%に、法人事業税⁶⁹率（基本税率）を11%から9.6%に引き下げ、外形標準課税⁷⁰は見送りになった⁷¹。これにより、国、地方の法人課税の標準税率は97年の49.98%、98年の46.36%から40.87%へ下がり、2年間で10ポイント近く減少した。

さらに、野田内閣による税制抜本改革においても引き下げが計画されている。財務省「税制抜本改革について」には次のように記されている。

⁶⁶ 関口（2012）,p.136.
⁶⁷ 関口（2012）,p.137.
⁶⁸ 関口（2012）,p.138.
⁶⁹ 関口（2012）,p.138.
⁷⁰ 関口（2012）,p.138.
⁷¹ 関口（2012）,p.138.

- 我が国企業の競争力の維持・向上等の観点から、課税ベースの拡大と併せ、法人税率を4.5%（法人実効税率を5%）引き下げる措置を実施。中小法人に対する軽減税率も引き下げ。（2011年度税制改正）
- 復興特別法人課税期間終了後（2015年度以降）において、この実効税率の引き下げが実現。
- その後も引き続き、雇用と国内投資拡大の観点から、今回の税率引き下げの効果や主要国との競争上の諸条件を検証しつつ、新成長戦略も踏まえ、法人課税のあり方について検討。

(3) 法人税について考慮すべき事

法人税は国内の企業のことを考え、先述のように引き下げの方針が主流である。しかし、法人税については考慮すべき点はいくつか存在する。

まず、法人税も所得税と同様に所得弾力性⁷²の高い租税であるから、景気回復で税収の自然増収を望める⁷³点である。

そして、法人税には税制優遇措置や減価償却の存在により、企業の負担はそれほど重くないという指摘が存在する点である。事実、中小企業投資促進税制というものが存在しており、この制度を利用すれば、特定機械装置等の取得をした場合、取得価額（内航海運業の用に供される船舶については取得価額の75%）の30%の特別償却または7%の税額控除（当期の法人税額の20%を程度）ができる⁷⁴。

3.4 これからの税制に考えられる措置

最後に、これからの税制のために考えられる措置について述べる。

(1) 消費税の逆進性緩和

消費税には逆進性があると先述したが、その緩和について議論されているものを紹介する。それは複数税率と還付型税額控除である。

まず複数税率は、消費税に複数の税率を設定することである。必ずしも生活必需品とはいえないものを標準税率として、生活必需品を軽減税率としたり⁷⁵、生活必需品をゼロ税率とし、それ以外を標準税率としたりするのが主な方法である。複数税率のメリットは食料や医療品など、低

⁷² 国民所得が1%変動するとき他の経済量（たとえば、需要量、税収入、輸入量、雇用量など）が何%変動するかを示す比率の総称。

⁷³ 神野・金子（2000）,p.102.

⁷⁴ 財務省「中小企業投資促進税制の概要」

⁷⁵ 星野（2012）,p.203.

所得層の消費が相対的に大きな割合を占める生活必需品に軽減税率を適用することにより、これらの家計に対する税負担を軽減できることである⁷⁶。

複数税率を実現するためには、仕入税額控除の方式を帳簿方式からインボイス方式へと変更することが必要となる。仕入税額控除とは、「消費型付加価値税において、課税の累積を防ぐため、仕入に係る税額を売り上げに係る税額から控除すること⁷⁷」である。帳簿方式では①複数税率が適用された場合に納付税額を正確に把握できない、②益税⁷⁸などの脱税が起りやすい、といった問題がある⁷⁹ため、複数税率の実現のためにはインボイス方式を導入する必要がある。

複数税率に批判的な意見として①複数税率の税率区分に属する財・サービスを明確に分類することがむずかしく、事業者の事務負担が増加する、②軽減税率（ゼロ税率）、免税といっても間接税である以上、付加価値税は納税者の担税力を考慮できない、③売上が軽減税率の対象となる財・サービスであり、仕入が標準税率の適用される財・サービスであるような事業者（農林水産業等）には、還付申請⁸⁰が頻繁に発生し、事務負担が増加する」といったものが挙げられる。

(2) 還付型税額控除とマイナンバー

還付型税額控除 (refundable⁸¹ tax credit) は、一定の所得層以下の人について、年額として一定額を付加価値税の支払い額とみなして所得税に対する税額控除を認めるものであり、カナダで消費税に対して実施されている⁸²。これには低所得者層に限定して逆進性対策を行うことができるメリットがある⁸³。さらに、北欧諸国やニュージーランドで実施されているように、租税制度の枠外において低所得者層に手厚く移転支出を給付することも挙げられる⁸⁴。

還付型税額控除の実現のためには、納税者の所得を正確に把握する必要がある。その方法として考えられているマイナンバー（社会保障・税番号制度）について紹介する。

この制度は、全ての個人と企業に番号を割り振る制度である。このような番号は諸外国でも住民登録番号、社会保障番号、納税者番号などの形で利用されているが、使用目的については様々である⁸⁵。ドイツのように納税者番号に限定しているケース、アメリカのように税務と社会保障に利用しているケース、おそらく最も幅広く利用されているのはスウェーデンで、住民登録の他、税務、社会保障、選挙、教育など公共部門のほぼすべての分野で利用されている⁸⁶。

この制度のメリットとしては税務分野では所得の過少申告や扶養控除のチェックの効率化による社会保障の不正受給や税の不正還付等の防止、確定申告の際の自己情報の確認、事業者負担

⁷⁶ 持田 (2009) ,p.191.

⁷⁷ 『有斐閣経済辞典 (第4版)』 p.486.

⁷⁸ 消費者が支払った消費税額で事業者の手元に残るもの。

⁷⁹ 持田 (2009) ,p.184.

⁸⁰ 国または地方公共団体が法律の定めにより、その収納金の全額または一部を納付者に返還することを還付といい、還付のために行われる申告を還付申告という。

⁸¹ 算出額を超えて税額控除を認め、超過分は政府が払い戻すという意味。

⁸² 持田 (2009) ,p.192.

⁸³ 持田 (2009) ,p.192.

⁸⁴ 持田 (2009) ,p.192.

⁸⁵ 星野 (2012) ,p.81.

⁸⁶ 星野 (2012) ,p.81.

に軽減が挙げられ、他には確定申告手続きの簡略化や年金制度の的確な運用、保険証機能の一元化など⁸⁷が存在する。一方で、この制度には個人情報の保護という側面から根強い批判が存在しており、プライバシー保護について国民の理解を得る努力が必要といえる。

民主党案では資産については対象外ということもあり所得把握の側面についてはまだ不十分ではあるが、個人情報の保護の側面を踏まえたとしても、ものの流れや住居情報について、より正確な把握を行う基礎となりえる⁸⁸。

4 デフレとその脱却について

前節で増税について論じたが、ここで注目したいのは、景気を回復し歳入を増やし財政再建を可能とするにはまず大前提としてデフレからの脱却が必要となる点である。そこで、まず日本の債務残高とデフレとの関連性と、なぜ日本でデフレが長期にわたり続いているのかについて触れたうえで、デフレ脱却の方法を論じていく。

4.1 デフレと債務残高の対 GDP 比との関係性

前述のとおり、日本の債務残高の対 GDP 比は一般政府ベースで 2011 年度は 212.7%にも上る。これほどにまで上昇したのは、デフレが一因だといえる。

債務残高の対 GDP 比とは債務残高を名目 GDP で割った値である。それが 212.7%にも達した理由は、次の 2 点にある。

第 1 は、デフレ不況が長引いたために税収が増えず、歳入不足を補うための赤字国債の発行と景気対策のための国債発行とが増加した点である。これは債務残高の対 GDP 比の分子を引き上げる要因である。

第 2 は、デフレのために名目 GDP が減り続けた点にある。2010 年の名目 GDP は 19 年前の 1992 年の水準にまで落ち込むという有様だった⁸⁹。これは、債務残高の対 GDP 比の分母を大きく引き下げる要因である。

このように、債務残高の対 GDP 比の分子が大きくなる一方で、分母が小さくなっていったことが 212.7%という数値を招いた。そして、分子の債務残高を増加させた原因も、分母の名目 GDP を減少させた原因も、ともに長期にわたるデフレであることがわかる。

4.2 日本の長期デフレの原因

主要先進国のなかで、なぜ日本だけが長期のデフレ状態にあるのだろうか。実は、その原因に関しては非常に多くの学説が存在しており、依然判明していないといえる。これまで原因とされ

⁸⁷ 内閣官房「マイナンバー（社会保障・税番号制度）」

⁸⁸ 星野（2012）,p.82.

⁸⁹ 岩田（2011）,p.205.

たものは、「日銀の金融政策」「不良債権」「グローバル化」「情報通信革命」「グローバル化に対する企業経営の対応、規制緩和、税制改革及び市場開放などの構造改革の遅れ」「少子高齢化」「経済の成熟化」「エマージング諸国の急速な台頭」「生産年齢人口減少における成長率の低下とそれによる成長期待の喪失」「財政バランスの悪化」⁹⁰など、実に様々である。もっとも、長期デフレの原因が既に解明されているのであれば、2012年現在日本がデフレ状態にあるはずがないので、上記のうちのどれか1つというよりも、複合的要因によるものと考えるのが妥当といえる。しかしながら、日本だけがデフレ状態にあることから、デフレの原因を探る際に国際比較をすることは重要⁹¹だといえる。

4.3 インフレーション・ターゲティング

デフレ脱却の方法としてはどのようなものが考えられるのか。ここではリフレ派のインフレーション⁹²・ターゲティングを説明し、この案に対する批判も同時に紹介しておく。

(1) リフレ派の主張

インフレーション・ターゲティングとは、インフレ目標策とも呼ばれ、「中央銀行が政策目標として特定の物価上昇率の達成を設定する⁹³」ことで、目標を達成するように金融政策が行われる。

目標とするインフレ率は2~3%が望ましいといわれる。これは、世界的にインフレ率が安定した1993年からリーマン・ショックの前年の2007年までの主要先進国⁹⁴の平均的なインフレ率が2%であったこと、さらにこの期間に金融政策としてインフレ目標策を採用した国の多くが、目標インフレ率として2~3%を採用し、他の主要国と比較して良好なマクロ経済成果をあげたことが理由である⁹⁵。

ところが、この「インフレ目標策」には1つ問題がある。それは、政府にはインフレ目標を掲げてデフレを止めることができない点である。インフレ目標策を採用できるのは日本銀行だけである。これは、1998年4月1日施行の新日銀法で、「金融政策の目標の設定」と「それを達成する手段」の両方に関し、日銀に政府からの独立を認めたことが原因である⁹⁶。一方、インフレ目標を採用している国では、「金融政策の目標設定権」は政府が持ち、達成手段は中央銀行が政府から独立して決定する仕組みとなっている⁹⁷。

2012年現在、日銀はインフレ目標の採用はしていない。さらに依然としてデフレ克服の兆し

⁹⁰ 岩田 (2012) ,pp.72~73.

⁹¹ 岩田 (2012) ,p.87.

⁹² 経済を構成する特定部門の特定の財・サービスの価格上昇にとどまらず、一般的な物価水準の継続的上昇をいう。

⁹³ 『有斐閣経済辞典 (第4版)』 p.53.

⁹⁴ デフレの日本を除く、22カ国。

⁹⁵ 岩田 (2011) ,p.202.

⁹⁶ 岩田 (2011) ,p.215.

⁹⁷ 岩田 (2011) ,p.215.

が見られないことを考えると、日銀の対応は不十分だとし、日銀法の改正により、日銀にインフレ目標の達成を義務付ける必要がある⁹⁸というのがリフレ派の主張である。

(2) インフレーション・ターゲティングに対する批判

ここまでリフレ派の主張を紹介したが、ここで、この政策に対する批判を紹介する。

この政策で問題となるのは、金融政策でインフレを誘導できるのか⁹⁹、という点である。その方法として、日銀がインフレ誘導をすると宣言し、その大きさに見合った率で貨幣量を徐々に増やし続けることが考えられる¹⁰⁰。しかし、成熟社会となりバブルが崩壊し、慢性的な需要不足に陥っている状況では、貨幣をまとまって増やしても需要が増えず¹⁰¹物価上昇につながらなかったのに、わずかずつ増やしていけばインフレが起こるとは考えにくい¹⁰²。インフレ目標政策が効果を持つためには、日銀が完全雇用になっても目標インフレを維持するように貨幣量を拡大し続けることを約束し、その約束のとおりになければならない¹⁰³。さらに、インフレ目標政策は最終的には完全雇用に到達する一時不況を前提にしており、失業が常態化している長期不況においては消費が刺激されることはない¹⁰⁴。

以上がインフレ目標策に対する批判である。

4.4 歳出削減の限界と新たな需要の喚起の必要性

最後に歳出削減と新たな需要の喚起について述べる。

財政の健全化において、頻繁に歳出の削減が叫ばれる。その理由はいわゆる「無駄」の削減が必要だと考えられるからである。しかし、歳出削減による財源確保には限界がある。図6をみればわかるが、一般会計歳出は国債費で25%近く、社会保障が30%以上を占めている。これらの項目を減らすことには無理がある。地方交付税交付金、文教及び科学振興、防衛なども重要な項目であり、歳出削減できる項目といえば公共事業くらいしかない。さらにその公共事業についても既に歳出の5%程度しかなく、これ以上削減するのは現実的とはいえない。成熟社会となった日本においては、歳出の削減よりも新たな需要の喚起により新たな雇用を創出しデフレと雇用不安を抑え消費を刺激し、経済の成長を実現する¹⁰⁵ことによる税収の確保を考えるべきである。

新たな需要喚起の対象としては、少子高齢化の進行により需要の増加が見込まれる医療・介護や子育て支援、東日本大震災の影響で改めて重要性が確認されている災害対応、地球温暖化や原

⁹⁸ 岩田 (2011) ,p.216.

⁹⁹ 小野 (2012) ,p.113.

¹⁰⁰ 小野 (2012) ,p.113.

¹⁰¹ この状態を「流動性のわな」と呼ぶ。

¹⁰² 小野 (2012) ,pp.111~113.

¹⁰³ 小野 (2012) ,p.114.

¹⁰⁴ 小野 (2012) ,pp.113~114.

¹⁰⁵ 小野 (2012) ,p.124.

発事故により産業構造の転換が考えられる環境・エネルギー¹⁰⁶といった部門が考えられるだろう。

おわりに

これまで日本の財政の現状と問題点、そして対応策について考察してきた。

日本の財政は財政赤字が累増しており、財政が機能せずその役割を果たせないという問題を抱えている。

税制に関しては、消費税の増税が決定したが、個人所得税や法人所得税についても考えていく必要があるといえる。加えて、これからの税制を考えるにあたり、消費税の逆進性の緩和のための複数税率の導入や還付型税額控除とマイナンバーなど、新たな措置を批判も含め考察する必要があると思われる。

景気を回復し歳入を増やして財政再建を実現するためには前提としてデフレからの脱却が必要となるが、日本の長期デフレの原因はいまだに判明していない。デフレ脱却の方法としてはインフレーション・ターゲティングのような金融政策と新たな需要の喚起による経済の成長というものが存在する。金融政策については長期不況の日本には効果がないという批判が存在する。新たな需要の喚起は、歳出削減に限界がある以上税収の確保のためにも必要であり、その対象としては医療・介護や子育て支援、災害対応、環境・エネルギーといった部門が考えられる。

政府は、上で述べてきた事を踏まえ、財政の役割を果たしながらその健全化を実現していかなければならない。

参考文献

- ・岩田規久男 (2011) 『ユーロ危機と超円高恐慌』日経プレミアムシリーズ。
- ・岩田規久男 (2012) 『日本銀行 デフレの番人』日経プレミアシリーズ。
- ・小野義康 (2012) 『成熟社会の経済学—長期不況をどう克服するか』岩波新書。
- ・金森久雄・荒憲治郎・森口親司編 (2009) 『有斐閣経済辞典 (第4版)』有斐閣。
- ・神野直彦 (2007) 『財政のしくみがわかる本』岩波ジュニア新書。
- ・神野直彦・金子勝 (2000) 『財政崩壊を食い止める 債務管理国家の構想』岩波書店。
- ・神野直彦・星野泉・町田俊彦・中村良広・関口智 (2012) 『よくわかる 社会保障と税制改革』イマジン出版。
- ・西田安範編 (2011) 『図説 日本の財政 (平成23年度版)』東洋経済新報社。
- ・持田信樹 (2009) 『財政学』東京大学出版会。

¹⁰⁶ 小野 (2012) ,p.125.

- ・ 財務省（2011）『債務残高の国際比較(対 GDP 比)』
http://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/condition/007.htm
- ・ 財務省（2011）『一般会計税収入の推移』
http://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/condition/010.htm
- ・ 財務省（2012）『所得・消費・資産等の税収構成比の国際比較（国税＋地方税）』
http://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/condition/016.htm
- ・ 財務省（2012）『租税負担率の内訳の国際比較』
http://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/condition/021.htm
- ・ 財務省（2012）『一般会計税収、歳出及び公債発行額の推移』
http://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/condition/003.htm
- ・ 財務省（2012）『主要税目の税収（一般会計分）の推移』
http://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/condition/011.htm
- ・ 財務省（2012）『財政収支の国際比較（対 GDP 比）』
http://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/condition/006.htm
- ・ 財務省（2012）『税制抜本改革について』
http://www.mof.go.jp/comprehensive_reform/gaiyou/04.htm
- ・ 財務省（2012）『中小企業投資促進税制の概要』
http://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/corporation/213.htm
- ・ 内閣官房（2012）『マイナンバー（社会保障・税番号制度）』
<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/index.html>